

令和

## 4 年度 事務事業評価シート

## 事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	中学校營繕事業	会計名称	一般会計				担当課	学校教育課		
		予算科目	10 款 3 項 1 目	事業番号	4400			所属長名	窪田春樹	
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)						担当責任者名	水野知		
法令根拠等	学校教育法第5条・学校保健安全法第三章						実施期間	【開始】	令和/平成 29 年度	
総合計画での位置付け	生涯学習都市の創造 学校教育環境の整備・充実							【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし	
総合計画における本事業の役割	学校施設の適正な維持管理			事業の対象	市内4中学校					
事業の目的	生徒が安全で安心に過ごせる学校施設の整備を図る。			昨年度の課題						
事業の内容(整備内容)	中学校施設及び設備の整備・改修			昨年度の課題に対する具体的な改善策						

## 事業活動の内容・成果（D0）

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）			年度途中であり、予算残を考えながら発注していく必要がある。						
事務事業の評価	事務担当責任者（一括評定）	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業成果・工夫した点	中学校からの工事の依頼を受け、学校現場の意向を確認しながら、手法、優先順位を考えて事業を行った。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4			事業の苦労した点・課題	学校施設は老朽化しているが、一方で予算も限られており、理想的な工事はできていない。そのなかでどのように学校現場の満足度、安全性を確保していくか苦慮した。
		有効性	市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由)
			事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	所属長の課題認識	本事業は、学校における教育活動が安全な環境において実施され、生徒の安全確保が図られるよう、学校の安全管理に関し必要な事項を定める学校保健安全法第26条に定められ、学校の設置者は生徒の安全の確保を図るために、学校での事故等により生徒に生ずる危険を防止できるよう、施設及び設備に必要な措置を講じるようつとめるものとあることから、事業継続と判断する。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4			事業の方向性	校長は学校の施設又は設備において、生徒の安全の確保を図るうえで支障があると認めた場合には、遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じることになっていくが、施設の老朽化に伴い対処できないケースが増えつつある中、設置者に対して数多くの修繕依頼が舞い込む事態となっている。
		効率性	施策への貢献度	5 施策推進への貢献は最大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	4			事業の方向性	施設は市民にとっても重要な学習の場であるとともに災害時には避難所としての機能を果たすため、長寿命化計画の実行に連動した合理的な營繕を進める必要がある。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	本事業は、学校における教育活動が安全な環境において実施され、生徒の安全確保が図られるよう、学校の安全管理に關し必要な事項を定める学校保健安全法第26条に定められ、学校の設置者は生徒の安全の確保を図るために、学校での事故等により生徒に生ずる危険を防止できるよう、施設及び設備に必要な措置を講じるようつとめるものとあることから、事業継続と判断する。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4			所属長の課題認識	校長は学校の施設又は設備において、生徒の安全の確保を図るうえで支障があると認めた場合には、遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じることになっていくが、施設の老朽化に伴い対処できないケースが増えつつある中、設置者に対して数多くの修繕依頼が舞い込む事態となっている。
			市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4			事業の方向性	施設は市民にとっても重要な学習の場であるとともに災害時には避難所としての機能を果たすため、長寿命化計画の実行に連動した合理的な營繕を進める必要がある。
			市民（受益者）負担の適正	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	本事業は、学校における教育活動が安全な環境において実施され、生徒の安全確保が図られるよう、学校の安全管理に關し必要な事項を定める学校保健安全法第26条に定められ、学校の設置者は生徒の安全の確保を図るために、学校での事故等により生徒に生ずる危険を防止できるよう、施設及び設備に必要な措置を講じるようつとめるものとあることから、事業継続と判断する。